

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達	別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達
第 8 編 酒類行政法令関係	第 8 編 酒類行政法令関係
第 1 章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係	第 1 章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係
第86条の 6 酒類の表示の基準	第86条の 6 酒類の表示の基準
1～4 (省略)	1～4 (同左)
5 酒類における有機の表示基準の取扱い等	5 酒類における有機等の表示基準の取扱い等
酒類における有機の表示基準(平成12年12月26日付国税庁告示第7号。以下この5において「表示基準」という。)の取扱い等は、次による。	酒類における有機等の表示基準(平成12年12月26日付国税庁告示第7号。以下この5において「表示基準」という。)の取扱い等は、次による。
(1)～(2) (省略)	(1)～(2) (同左)
(3) 有機農畜産物加工酒類の製造方法等の基準	(3) 有機農畜産物加工酒類の製造方法等の基準
イ 表示基準2の(1)「原材料」について	イ 表示基準2の(1)「原材料」について
(イ) (省略)	(イ) (同左)
(ロ) 表示基準2の(1)のロに規定する「当該酒類の製造場に移入し、又は引き取った酒類で第1号から第3号の規定に該当することについての証明があるもの」とは、当該酒類の送り状等に当該酒類が表示基準2の(1)から(3)の規定を満たしていることを確認することができる書面及び資料(以下「書面等」という。)が添付されているものをいう。	(ロ) 表示基準2の(1)のロに規定する「当該酒類の製造場に移入し、又は引き取った酒類で第1号から第3号の規定に該当することについての証明があるもの」とは、当該酒類の送り状等に当該酒類が表示基準2の(1)から(3)の規定を満たしていることを確認することができる書面及び資料(以下「書面等」という。)が添付されているものをいう。
なお、当該酒類が農林物資の規格化等に関する法律(昭和25年法律第175号。以下この5において「JAS法」という。)に規定する格付制度と同等の制度を有する国から輸入されたものであるときは、表示基準4に規定する証明書の添付によることができる。	なお、当該酒類が農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号。以下この5において「JAS法」という。)に規定する格付制度と同等の制度を有する国から輸入されたものであるときは、表示基準4に規定する証明書の添付によることができる。
(ハ)～(ニ) (省略)	(ハ)～(ニ) (省略)
ロ～ニ (省略)	ロ～ニ (同左)
(4) 表示基準3「有機農畜産物加工酒類の名称等の表示」について	(4) 表示基準3「有機農畜産物加工酒類の名称等の表示」について
イ～ロ (省略)	イ～ロ (同左)
ハ 「転換期間中」の意義	ハ 「転換期間中」の意義
表示基準3の(2)に規定する「有機農産物又はこれを原材料として製造若しくは加工したもののうち、その名称に「転換期間中」と表示されているもの」とは、転換期間中のほ場(有機農産物の日本農林規格(平成17年農林水産省告示第1605号)第4条《生産の方法についての基準》の「 <u>ほ場</u> 」の基準2に該当するほ場をいう。)において生産された有機農産物及び当該有機農産物を原材料に使用した有機加工食品をいう。	表示基準3の(2)に規定する「有機農産物又はこれを原材料として製造若しくは加工したもののうち、その名称に「転換期間中」と表示されているもの」とは、転換期間中のほ場(有機農産物の日本農林規格(平成17年農林水産省告示第1605号)第4条《生産の方法についての基準》の「 <u>ほ場又は採取場</u> 」の基準1の(2)に該当するほ場をいう。)において生産された有機農産物及び当該有機農産物を原材料に使用した有機加

改正後	改正前
(5) 表示基準4「輸入酒類に係る取扱い」について イ 「農林物資の規格化等に関する法律に規定する格付制度と同等の制度を有する国」とは、JAS法第15条の2《輸入業者による格付の表示》第2項の規定に基づき農林水産省令で定められた国をいう。 ロ～ニ (省略) (6) (省略) <u>(削除)</u>	工食品をいう。 (5) 表示基準4「輸入酒類に係る取扱い」について イ 「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に規定する格付制度と同等の制度を有する国」とは、JAS法第15条の2《輸入業者による格付の表示》第2項の規定に基づき農林水産省令で定められた国をいう。 ロ～ニ (同左) (6) (同左) <u>(7) 酒類における遺伝子組換えに関する表示</u> <u>イ 酒類における遺伝子組換えに関する表示は、食品表示基準と共に表示基準において表示義務が課せられており、その表示方法を例示すると次のとおりである。</u> <u>なお、遺伝子組換えに関する表示が不要な加工食品の原材料について、遺伝子組換えに関する表示を行う場合には、例示の表示方法によるのであるから留意する。</u> <u>(i) 分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物を原材料に使用している場合</u> <u>当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換えのものを分別」、「遺伝子組換え」等の表示</u> <u>(注) 「分別生産流通管理」とは、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法を言う。</u> <u>(ii) 生産、流通又は加工のいずれかの段階で遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない農産物を原材料とする場合</u> <u>当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換え不分別」等の表示</u> <u>(iii) 分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物を原材料に使用している場合</u> <u>当該原材料名の次に括弧を付して「遺伝子組換えでないものを分別」、「遺伝子組換えでない」等の表示</u> <u>(iv) 特定分別生産流通管理が行われた特定遺伝子組換え農産物を原材料に使用している場合</u> <u>当該原材料名の次に括弧を付して「〇〇遺伝子組換えのものを分別」、「〇〇遺伝子組換え」(〇〇は、表示基準別表4の左欄に掲げる形質。(ii)において同じ。)等の表示</u>

改正後	改正前
(7) 表示基準の附則 2 の取扱い (省略)	(注) 「特定分別生産流通管理」とは、特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。 (ホ) 特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物が意図的に混合された農産物を原材料とする場合 当該原材料名の次に括弧を付して「〇〇遺伝子組換えのものを混合」等の表示 ロ 表示基準 6 の(3)に規定する「組換えDNA技術を用いて生産された農産物の属する作目以外の作目」とは、遺伝子組換え農産物が存在しない農産物のことをいう。 なお、当該農産物及び当該農産物を原材料とする加工食品を原材料とする酒類（当該酒類を原材料とするものを含む。）に、遺伝子組換えでないことを表す用語（例えば、「遺伝子組換え〇〇（〇〇は、当該農産物及び当該農産物を原材料とする加工食品。以下このロにおいて同じ。）を使用していません。」等）を表示することは、生産・流通段階を通じて分別された遺伝子組換え農産物が存在しないのに、当該酒類に使用した〇〇のみが遺伝子組換えでないと消費者に誤認されるおそれがあるため、表示することができないのであるから留意する。 (8) 表示基準の附則 2 の取扱い (同左)